

保護者様

中央区立月島第一小学校
校長 藤山 由仁

タブレット端末貸与に関する書類提出のお願い

皆様には、日頃より本校の教育への御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

一人一台のタブレット端末を活用した学習活動が始まって、3年が経ちました。児童のタブレット端末の活用能力は大変向上し、一定の成果を挙げています。

一方、児童が学校でタブレット端末を取り扱うにあたり、課題も多く見えてきました。その中の課題の一つに、「タブレット端末の破損・修理」があります。

中央区の現状については、令和2年11月から現在までの中央区の故障件数は、同じSurfaceシリーズを使用している23区の他自治体と比較しても非常に高い状態にあり、故障件数の減少が求められています。

そこで、本校ではタブレット端末貸与を開始した際に提出していただいた「タブレット端末等に関する同意書」を見直し、保護者の皆様と協力してこの課題解決に臨みたいと考えております。どうぞ御協力をお願いいたします。

具体的な保護者の皆様へのお願いは以下の通りです。

- ・ 預かり修理となった場合、各御家庭に「修理依頼票」の提出をお願いします。
- ・ 上記の項目を含め、同意書の内容を見直したため、改めて「タブレット端末等に関する同意書（令和5年度改訂）」を提出していただきます。

タブレット端末及び周辺機器修理依頼票

タブレット端末及び周辺機器 ^(※1) 修理依頼票			
<small>※1 周辺機器には、キーボード/ACアダプター/ペンを含みます。</small>			
修理を依頼する際、この修理依頼票を必ず記入し、故障機器に添付してください。			
依頼日	令和	年	月 日
学校名			
利用者の種別	教員 / 児童生徒		
利用者の学年 クラス	年	組	
※児童生徒の場合のみ			
修理依頼責任者名			
※教員名を記載			
対象物品	タブレット / キーボード / ACアダプター / ペン		
タブレット番号 (数字2桁から始まる9文字)			
発生事象			
発生日	令和	年	月 日
発生場所	学校内 / 自宅 / その他 ()		
発生状況			
※詳細に記載してください			
<small>※わざと叩きつけた、投げた等、重過失による破損は保証対象外となります。</small> <small>※盗難・紛失の場合：タブレット端末の番号・利用者名を直ちに教育委員会へ報告してください。</small>			

タブレット端末等に関する同意書（令和5年度改訂）

学校長宛て

タブレット端末等に関する同意書（令和5年度改訂）

- タブレット端末等の貸与について
 - 目的 児童・生徒の学習（校の目的には使用しません。）
・部活やブラウグ授業については、学校で定められた通りに準拠します。
 - 貸与品 タブレット端末、キーボード付きカバー、ACアダプター、タッチペン
・タッチペンの電池交換については、学校で対応し交換します。
 - 使用者 児童・生徒及びその保護者（他者に転貸しません。）
 - 返却 転校や卒業時
 - 充電 使用者の負担にて、各家庭で行います。
- 個人情報の取扱いについて
インターネット上に個人情報を掲載しない等、個人情報の取扱いに細心の注意を払います。目的外の使用により、個人情報の漏洩等が生じたり、トラブルに巻き込まれた場合に、学校及び中央区教育委員会がその責任を負わないことに同意あります。
- 貸与品内の情報について
 - 学校及び中央区教育委員会が必要と認められた場合、タブレット端末の操作記録にアクセスすることを承諾します。
 - タブレット端末の紛失・盗難時等に、タブレット端末の位置情報を取得・確認することを承諾します。
- 貸与品の故障・破損・紛失・盗難について
 - 貸与品は大切に扱い、故障・破損・紛失・盗難があった場合は、速やかに学校へ連絡します。故障等が故意・重過失によるものと認められた場合、保護者が修理・交換等の費用を負担します。
 - 預かり経度となった場合、学校から発行される「タブレット端末及び周辺機器修理依頼票」を記入し、担任まで提出します。
- その他、貸与品の取扱いについて、学校の指示に従います。

私たち（保護者及び児童・生徒）は、以上の事項を守ることを約束し、貸与品の交付を受けます。

令和 年 月 日

保護者名 _____

児童名 _____ (_____ 年度入学) ※ 西暦

※各家庭で、本同意書のコピーを取り、大切に保管してください。